

船舶事故調査報告書

令和2年9月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡																																							
発生日時	不明（令和2年1月23日 出港時～10時50分ごろの間）																																							
発生場所	不明（熊本県宇城市涼島沖）																																							
事故の概要	漁船不知火5号丸は、出港後、船長が落水して溺死した。																																							
事故調査の経過	令和2年1月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																							
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 不知火5号丸、0.4トン KM3-46917（漁船登録番号）、個人所有 4.96m(Lr)×1.60m×0.64m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和61年11月12日																																							
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月9日 免許証交付日 平成26年6月3日 （令和2年4月25日まで有効）																																							
死傷者等	死亡 1人（船長）																																							
損傷	船体中央部船尾寄りの船底外板3か所（両舷及び中央）に破口を伴う擦過傷、右舷ブルワーク上の木枠及びマストの脱落、スパンカーの支柱に曲損、船外機に濡損																																							
気象・海象 気象：天気 雨又は曇り 本船が出港した宇城市郡浦漁港の西方約2.8海里に位置する三角地域気象観測所の1月23日の観測値は、次のとおりであった。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻</th> <th rowspan="2">降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">気温 (°C)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01:00</td> <td>0.0</td> <td>16.0</td> <td>南南西</td> <td>7.6</td> <td>南西</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>02:00</td> <td>0.0</td> <td>15.9</td> <td>南南西</td> <td>7.0</td> <td>南南西</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>03:00</td> <td>0.5</td> <td>15.1</td> <td>南南西</td> <td>6.9</td> <td>南南西</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>04:00</td> <td>4.0</td> <td>15.5</td> <td>西南西</td> <td>3.5</td> <td>西南西</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table>	時刻	降水量 (mm)	気温 (°C)	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	01:00	0.0	16.0	南南西	7.6	南西	11.7	02:00	0.0	15.9	南南西	7.0	南南西	11.5	03:00	0.5	15.1	南南西	6.9	南南西	10.0	04:00	4.0	15.5	西南西	3.5	西南西	7.9
時刻	降水量 (mm)				気温 (°C)	平均		最大瞬間																																
		風向	風速(m/s)	風向		風速(m/s)																																		
01:00	0.0	16.0	南南西	7.6	南西	11.7																																		
02:00	0.0	15.9	南南西	7.0	南南西	11.5																																		
03:00	0.5	15.1	南南西	6.9	南南西	10.0																																		
04:00	4.0	15.5	西南西	3.5	西南西	7.9																																		

	05:00	0.0	15.0	南西	0.6	南西	2.0
	06:00	0.0	15.3	南東	0.8	西南西	2.1
	07:00	0.0	15.3	南	2.0	南南西	4.1
	08:00	0.0	15.3	南南西	0.9	南	2.4
	09:00	0.0	15.6	西南西	1.4	西	2.6
	10:00	0.0	16.4	南西	1.5	南西	2.9
	11:00	0.0	17.4	西南西	2.4	南西	4.8
	<p>海象：波向 南、波高 約1.0m～平穩、潮汐 低潮期～下げ潮の中央期、水温 約18℃</p> <p>熊本地方气象台は、1月22日16時50分に宇城市に強風注意報（陸上及び海上で風速10m/s以上）を発表し、1月23日06時32分に解除した。</p>						
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、令和2年1月23日郡浦漁港を出港した。</p> <p>介護施設の職員は、船長を同施設へ送迎する目的で、09時00分ごろ船長の自宅を訪問したところ、船長が不在であったので、船長の親族に連絡した。</p> <p>船長の親族は、船長の携帯電話に電話を掛けたが応答がないので、‘船長の自宅近くに住む漁業者’（以下「本件漁業者」という。）に連絡し、本船が郡浦漁港に係留されていないと聞いた後、船長がふだん水揚げを行っていた漁業協同組合に連絡したところ、船長が水揚げに来ていないと聞いた。</p> <p>本船は、本件漁業者の船舶を含めた漁業協同組合の所属船舶によって捜索が行われていたところ、10時50分ごろ、涼島北東方沖150m付近において無人の状態で転覆しているところを発見され、118番通報が行われた。</p> <p>船長は、15時17分ごろ海上保安庁のヘリコプターによって涼島南方沖1,600m付近でうつ伏せの姿勢で海上を漂流しているところを発見され、海上保安庁の監視取締艇に引き揚げられた後、郡浦漁港まで運ばれたが、同漁港に待機していた救急車の隊員によって死亡が確認され、医師による検案の結果、死因は溺水とされた。</p> <p>本船は、地元漁業者の船舶によって郡浦漁港までえい航され、後日、上架された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 涼島周辺、写真2 上架された本船 参照）</p>						
その他の事項	<p>船長が自宅を出た時刻は不明であり、また、本船が出港するのを見た者はいなかった。</p> <p>船長は、ふだん、18時過ぎごろ就寝し、翌日01時ごろ起床していた。</p> <p>船長は、本事故当時の漁期には、刺し網漁及びたこつぼ漁を行ってお</p>						

	<p>り、刺し網を夕方に仕掛けて翌日の早朝に揚収し、早いときには03時過ぎごろに出漁しており、日中にたこつぼ漁を操業していた。</p> <p>船長は、筋力の維持及び向上の目的で、週3回、介護施設に通って運動等を行っており、身体を動かすことに不自由はなかった。</p> <p>船長の親族は、22日の18時過ぎごろ、船長と電話で会話したが、船長は身体の不調等を訴えることはなく、ふだんと変わらない様子であった。</p> <p>船長の携帯電話は自宅に置かれていた。</p> <p>船長は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船には、船首部の物入れにオレンジ色の固型式救命胴衣が保管されていた。</p> <p>本船には、他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>本船の刺し網は、本事故後、涼島南方沖に仕掛けられているのが発見された。</p> <p>海図W170（八代海北部、5万分の1）によれば、涼島南方沖の海域には、干出岩が拮延している。</p> <p>本件漁業者は、転覆した状態の本船を確認したところ、船外機が停止しており、本船の周囲に刺し網は認めなかった。</p> <p>造船所の担当者は、本事故後に上架された本船を確認したところ、船底外板に破口を生じていること、船外機のクラッチレバーが中立位置にあること、プロペラに損傷及び漁網等の絡まりがないことを認めた。</p> <p>本件漁業者及び造船所の担当者は、本船が、涼島南方沖で刺し網を揚収する際、南方からの風や波に圧流され、涼島南方沖の干出岩に乗り揚げ船底外板に破口を生じた後、浸水して転覆したのかもしれないと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、本船の刺し網が涼島南方沖に仕掛けられていたこと、及び船長がふだん刺し網を揚収する際に早朝に出漁していたことから、刺し網を揚収する目的で、1月23日に郡浦漁港を出港した後、10時50分ごろ涼島北東方沖において無人の状態転覆しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の船外機のクラッチレバーが中立位置にあったこと、本事故当日早朝まで強風注意報が発表されて南方からの風及び波があったこと、涼島南方沖に干出岩が拮延していること、並びに転覆した状態で発見された本船の船底外板に破口を生じていたことから、本船が、</p>

	<p>涼島南方沖で刺し網を揚収する際、風及び波に圧流され、干出岩に乗り揚げて船底外板に破口を生じた後、浸水して転覆し、落水して溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、郡浦漁港を出港後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、風や波の影響を受けやすいので、最新の気象、海象情報のほか、気象注意報の発表状況も確認した上、慎重に出港の可否判断を行うこと。 ・ 小型船舶の暴露甲板では救命胴衣を着用すること。 ・ 防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図

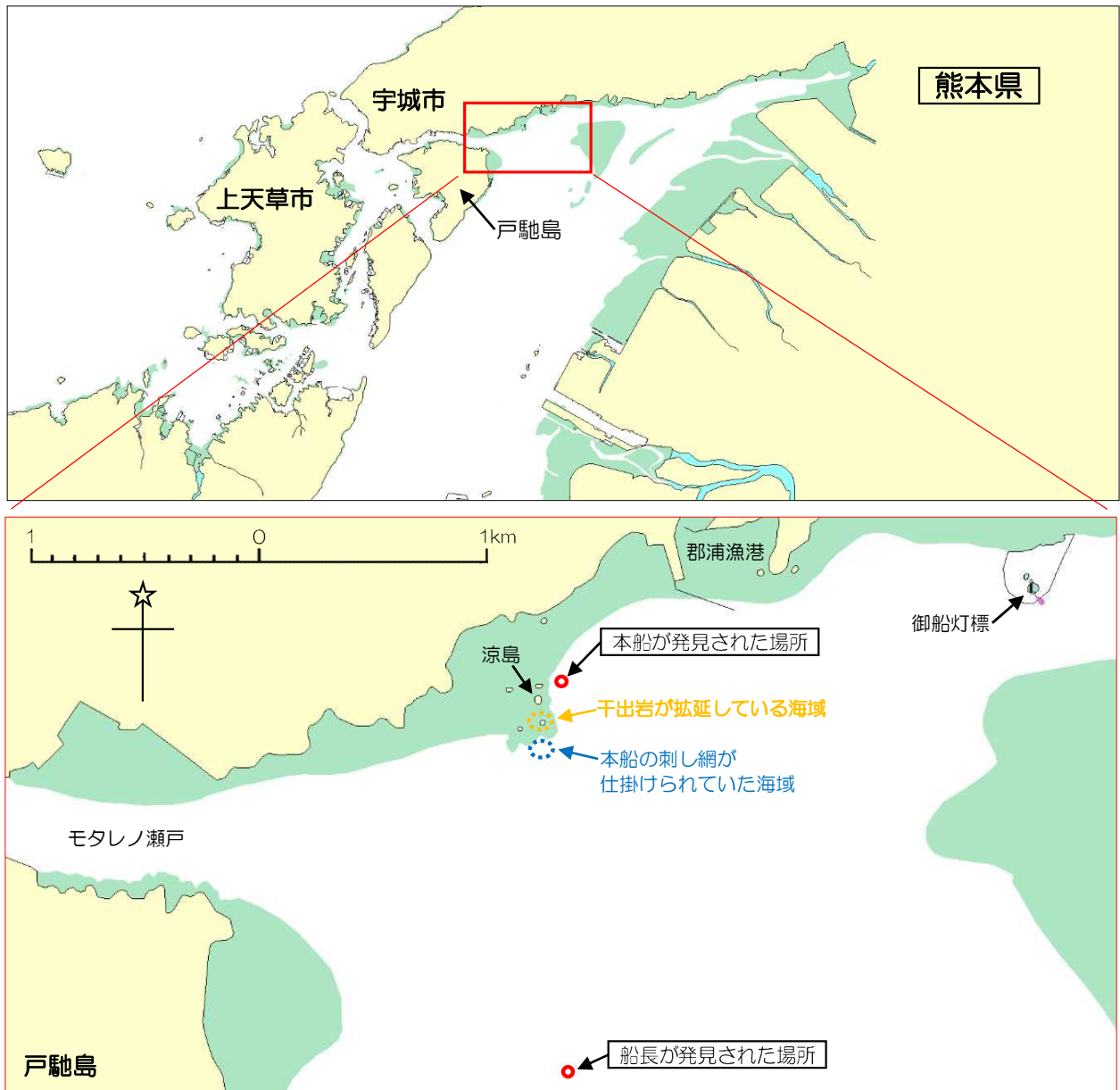


写真1 涼島周辺

※郡浦漁港から撮影（潮汐 下げ潮の末期）



写真2 上架された本船

